

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	電動機駆動消火ポンプ入口弁もしくは出口弁にシートパスが認められたため、対応検討	D	
2	4号機	残留熱除去系熱交換器（B）点検において、熱交換器海水入口配管の防食亜鉛板（1本）に減肉が認められたため、当該防食亜鉛板を交換	D	
3	4号機	残留熱除去系B系格納容器スプレイ（内側）電動弁駆動部点検において、電動機側にグリス漏れが認められたため、当該シール部を取替	D	
4	4号機	制御棒駆動水ポンプ（A）入口圧カスイッチ点検において、ゲージセーバ（脈動防止装置）から水のリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	4号機	主タービン湿分分離器（1、2）内部支持構造物溶接部目視点検において、浸食が認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	雑固体廃棄物常設集積場所に線量当量率投棄基準（1mSv/h）を超過している雑固体廃棄物（可燃物1袋）を発見したため、対応検討	D	
7	4号機	タービン建屋床ドレンサンプルレベルスイッチに動作不良（レベル高高もしくはレベル高検出用接点不良）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
8	4号機	主タービン湿分分離器（3）内部溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ点検において、当社仕様書記載の管理区域内入域時間（9時間45分以内）を作業員1名が1分超過していることが判明したため、対応検討	対象外	7月30日再審議にて グレード変更 C → 対象外
10	5号機	循環水ポンプ（A、B、C）自動空気抜弁（サイズ3インチ）とバイパス配管とのフランジ取合位置にズレが認められたため、対応検討	C	
11	5号機	工具センタからの借用物品（USBメモリ）を紛失させたため、対応検討	D	
12	その他	USBメモリ紛失の件において、不具合物品確認表が協力企業より提出（H20.3.13）されたが、不適合報告書作成に遅れが認められたため、対応検討	D	6月2日再審議にて 号機変更 5号機 → その他
13	6号機	原子炉格納容器露点計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該露点計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで